

平成 21 年 5 月 28 日

各 位

本社所在地 東京都中野区中央二丁目 9 番 1 号
会 社 名 健康ホールディングス株式会社
代 表 者 代表取締役社長 瀬戸 健
コード番号 2928 札幌証券取引所アンビシャス
問合せ先 経営企画部長 香西 哲雄
電話番号 03-5337-1337
U R L <http://www.kenkou-hd.com/>

定款一部変更に関するお知らせ

当社は平成 21 年 5 月 28 日開催の取締役会において、「定款一部変更の件」を平成 21 年 6 月 25 日開催予定の第 6 回定時株主総会に付議することを決議いたしましたので、下記のとおりお知らせいたします。

記

1. 変更の理由

- (1) 「株式等の取引に係る決済の合理化を図るための社債等の振替に関する法律等の一部を改正する法律」(平成 16 年法律第 88 号。以下、「決済合理化法」という。)が平成 21 年 1 月 5 日に施行され、上場会社の株券が一斉に電子化されたことに伴い、株券を発行する旨の規定が不要となりますので削除を行うものであります。
- (2) 「株券等の保管及び振替に関する法律」が廃止されたことに伴い、当社定款規定のうち、実質株主名簿に関する文言の削除及び修正を行うものであります。
- (3) 株主権行使の手続について株式取扱規則に定めがあることを明確にするほか、手数料を無料化したことから、株式取扱規則に関する規定の変更を行うものであります。
- (4) 株券喪失登録簿は、決済合理化法施行日の翌日から起算して 1 年を経過する日までこれを作成して備え置くこととされているため、附則の新設を行うものであります。
- (5) 上記のほか、条数の繰り上げを行うものであります。

2. 変更の内容

(変更箇所は下線で示しております。)

現行定款	変更案
<u>(株券の発行)</u> 第 8 条 当社は、株式に係る株券を発行する。	(削除)
第 9 条 (省略) 2. (省略) 3. 当社の株主名簿(実質株主名簿を含む。以下同じ)及び株券喪失登録簿及び新株予約権原簿は、株主名簿管理人の事務取扱場所に備え置き、株主名簿、株券喪失登録簿及び新株予約権原簿への記載または記録、その他株式ならびに新株予約権に関する事務は株主名簿管理人に取り扱わせ、当社においてはこれを取り扱わない。	第 8 条 (省略) 2. (省略) 3. 当社の株主名簿及び新株予約権原簿は、株主名簿管理人の事務取扱場所に備え置き、株主名簿及び新株予約権原簿への記載または記録、その他株式ならびに新株予約権に関する事務は株主名簿管理人に取り扱わせ、当社においてはこれを取り扱わない。

<p>(株式取扱規則) <u>第 10 条</u> <u>当社が発行する株式の種類ならびに株主名簿、株券喪失登録簿及び新株予約権原簿への記載または記録、その他株式に関する取り扱い株主の権利行使に際しての手続き等及び手数料については、法令または定款に定めるもののほか、取締役会において定める株式取扱規則による。</u></p> <p>第 11 条～第 36 条 (条文記載省略)</p> <p>(新設)</p> <p>(新設)</p> <p>(新設)</p>	<p>(株式取扱規則) <u>第 9 条</u> <u>当社の株式及び新株予約権に関する取り扱い、株主の権利行使に際しての手続き等については、法令または定款に定めるもののほか、取締役会において定める株式取扱規則による。</u></p> <p>第 10 条～第 35 条 (現行のとおり)</p> <p><u>附則</u></p> <p><u>第 1 条</u> <u>当社の株券喪失登録簿の作成及び備置きその他の株券喪失登録簿に関する事務は、これを株主名簿管理人に取り扱わせ、当社においては取り扱わない。</u></p> <p><u>第 2 条</u> <u>前条及び本条は、平成 22 年 1 月 5 日まで有効とし、平成 22 年 1 月 6 日をもって前条及び本条を削除するものとする。</u></p>
--	--

3. 日程

定款変更のための株主総会開催日
定款変更の効力発生日

平成 21 年 6 月 25 日 (木曜日)
平成 21 年 6 月 25 日 (木曜日)

以 上